

市川市第 20200427-0140 号

令和 2 年 4 月 2 8 日

関係各位

こども施設入園課長

### 認可外保育施設の休園等における対応について

日頃より、本市の保育行政にご理解とご協力をいただきありがとうございます。  
本市を含む周辺地域において、新型コロナウイルス感染症の感染者数が日々増加しており、感染が拡大している状況にあります。このことを踏まえ、本市においては、お子さまの健康を守るため、また地域における感染拡大を防止するため、市内認可外保育施設に休園を要請いたします。

なお、医療、警察、消防など、社会の安定維持に関する業務に従事する保護者の方、また、ご家庭での保育が特に困難な方につきましては、各保育施設にてご相談に応じてください。

### 記

#### 1：休園要請期間

令和 2 年 4 月 3 0 日（木）から緊急事態宣言発令が解除されるまでの期間

#### 2：休園期間中の保育料の支援

休園期間中の保育料は、市川市独自の支援として、日数に応じて日割り相当分を保護者または施設に補助を行います。

- ・補助対象額：日割り分の保育料相当額（無償化給付金・補助金を含み上限 70,000 円）
- ・補助対象園児：保育の必要性のある園児（休園期間中の施設利用園児を除く）。

#### 3：その他

- ・事前の登園自粛については、千葉県から「緊急事態宣言後の保育所等の対応について」の通知が発せられた 令和 2 年 4 月 9 日以降 を保育料の補助対象期間とする予定です。
- ・申請方法等詳細については現在検討中です。詳細が決まり次第ご連絡いたします。

（問い合わせ）市川市 こども政策部 こども施設入園課  
事業管理グループ

電話 0 4 7 - 7 0 4 - 0 2 5 5

※今後の国・県からの通知等により、取扱いを変更する場合があります。